入　札　説　明　書

広島県教育委員会事務局管理部文化財課（広島市中区基町９-42）
TEL:082-513-5023　　FAX:082-211-1201

業務名	広島県立埋蔵文化財センター機械警備業務			履行期間	令和８年 12 月１日～令和 14 年３月 31 日	履行場所	広島県立埋蔵文化財センター（広島市東区上温品４丁目－65－１）
入札参加資格確認申請書提出期限	令和８年 11 月 16 日（月）	仕様書等に対する質問書提出期限	令和８年 11 月 18 日（水）	入札期間	令和８年 11 月 26 日（木）～ 令和８年 11 月 27 日（金）	開札日時	令和８年 11 月 30 日（月） 10 時 30 分

注　意　事　項

1　入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について
(1)　入札参加希望者は、公告で定める入札参加資格要件に応じ、誓約書のほか次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。
ア　誓約書
イ　入札参加資格要件を証するために必要な書類
ウ　機密データの保存等に関する申出書
(2)　申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、入札参加希望者の負担とする。
(3)　申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。
(4)　申請書等は、電子入札システムを使用して提出すること。

2　仕様書及び図面（以下「仕様書等」という。）について
仕様書等に対する質問がある場合は、上記仕様書等に対する質問書提出期限までに、持参、郵便等又は電子メールにより提出すること。

3　入札について
(1)　入札書は、電子入札システムを使用して提出すること。
(2)　次に該当する場合は、その入札は無効とする。
ア　入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
イ　入札を取り消すことができる制限行為能力者の意思表示であるとき。
ウ　契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。
エ　入札者が二以上の入札をしたとき。
オ　他人の代理人を兼ね、又は２人以上を代理して入札したとき。
カ　入札者が連合して入札したとき、その他入札に関して不正の行為があったとき。
キ　必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。
ク　再度の入札をした場合においてその入札が一であるとき。
ケ　入札に際しての注意事項に違反した入札をしたとき。
(3)　落札者がないときは再度の入札をする。ただし、無効な入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
(4)　再度の入札は５回を超えないものとする。
(5)　再度の入札の日時は別途指示する。

4　契約書について
(1)　落札者は、契約担当職員から交付された契約書に記名押印（電磁的記録の作成をもって契約書の作成に代える場合（以下「電子契約の場合」という。）においては、電子署名）し、落札通知を受けた日から５日（広島県の休日を定める条例（平成元年広島県条例第２号）第１条第１項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）以内に契約担当職員に提出しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、この限りではない。
(2)　契約書の保有等について
ア　紙の契約書を作成する場合は、契約書は２通作成し、各自その１通を保有するものとする。
イ　電子契約の場合は、各自その電磁的記録を保管するものとする。

5　その他
落札者は、契約担当職員が必要と認める場合、一般競争入札事務処理要領に規定する別記様式第４号の２（経費内訳書）の作成及び別記様式第４号の３（労働関係法令等の遵守義務に係る確認調査票）による調査（再委託を行う場合は再委託先を含む。）に協力しなければならない。

契　約　事　項

1　広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。
2　入札保証金
□有　■無
3　契約保証金
公告に定めるとおり
・平成 19 年 10 月 1 日以降に「53B機械警備」の業務で契約解除され、その後当該契約種目の業務の履行実績がない者　有
・上記以外の者　　無
4　地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約　■適用　□適用なし

添　付　書　類

■　公告の写し
■　誓約書の様式
■　契約書（案）
■　仕様書
■　仕様書等に対する質問書の様式
■　機密データの保存等に関する申出書
□　電子契約同意書
□　その他（　　）